

「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(案)」の概要に関するパブリックコメント手続を実施します。

本市では、内陸部の緑豊かな自然や里山など、地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動の提供を促進することで、地域経済活動の活性化を図ることを目的とし、国家戦略特別区域法の特定事業である外国人滞在施設経営事業(外国人の滞在に適した宿泊施設を営む事業(特区民泊))の実施を検討しております。

このたび、「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(案)」の概要を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

生活衛生課(中央コミュニティセンター1階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下のURLからご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成29年7月3日(月)～8月4日(金)(必着)

・募集方法

「(仮称) 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(案)に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名(ふりがな)、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所生活衛生課
- 2 F A X：043-245-5556
- 3 電子メール：seikatsueisei.HWH@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：生活衛生課(中央コミュニティセンター1階)、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成29年8月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康部生活衛生課

電 話 043-245-5214

ファクシミリ 043-245-5556

電子メール seikatsueisei.HWH@city.chiba.lg.jp